

令和元事業年度
公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果

令和2年8月
滋賀県公立大学法人評価委員会

1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
 - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。
 - ② 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに本委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

 - ・大学の教育研究等の質向上
 - ・大学経営の改善なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。

2 全体評価

1 評価結果

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）は、第1期中期目標期間の6年間（平成18年度～平成23年度）において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編等や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後のさらなる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

また、第2期中期目標期間（平成24年度～平成29年度）においても、第1期の実績を踏まえ、「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指し、先進の知識・情報・技術とともに実践的な教育で培った柔軟な思考力と豊かな創造力を備え、自らの力で未来を拓いていく「知と実践力」を備えた人材の育成に着実に取り組んできた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

第3期中期目標期間の初年度にあたる平成30年度の実績については、本委員会として「概ね計画どおり進んでいる」との評価を行ったところであるが、2年目となる令和元年度は、中期計画に基づく取組を本格化し、教育研究等の質の向上や大学ブランド力の向上に向けて取り組まれる年となった。SDGsの地域化の拠点として、「SDGs取組方針」を策定し、SDGsの普及啓発や人材育成の取組を進められたほか、新型コロナウイルス感染症の影響が全世界に及ぶ中、患者が急増している国へ留学している学生の現状把握を速やかに行い、帰国可能な学生を早期に帰国させるなど、適切に対応できた点は非常に評価できる。新型コロナウイルス感染症以外の災害等に対しても、今回の対応を活かした危機管理体制の充実に期待する。

また、学生による起業や新規事業の立ち上げに向けた機運の醸成が図られており、研究成果に基づく新たな技術やビジネスモデルを活用した起業を支援するため、大学発ベンチャー制度を創設され、学生や教職員が関与した起業の環境を整

えられたことにも触れておきたい。

大学経営の改善に向けては、データに基づく大学運営を推進するための I R (インスティテューショナル・リサーチ) システムの運用を開始し、令和 2 年度からの I R 推進室の設置につながられた。I R の取組は、学内の各種情報の収集・整理から分析等を行い、データの可視化を行うことで、大学運営における課題の把握につながることから、今後の施策立案や意思決定に十分に活用して欲しい。

以上、県立大学がこれまで培ってきた成果や法人化後の取組を活かしながら、「人が育つ」という視点や社会との連携・交流を念頭に中期目標の達成に向け取り組んだ結果、年度計画 77 項目中 74 項目 (96.1%) において、「年度計画を上回って実施している」、「年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については「概ね計画どおり進んでいる」と判断される。しかし、年度計画が達成できなかった項目もあり、この項目については早い段階での達成を求めたい。

第 3 期中期目標期間に入り、大学を取り巻く環境はますます厳しさを増している。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と異なる対応を迫られる中で、県立大学においては教職員が一丸となり中期目標の達成に向けて取り組まれることを期待する。

【評価の判断基準】

- S : 「特筆すべき進行状況にある」 (評価委員会が特に認める場合)
 - A : 「計画どおり進んでいる」 (全てⅣまたはⅢ)
 - B : 「概ね計画どおり進んでいる」 (ⅣおよびⅢの割合が 9 割以上)
 - C : 「やや遅れている」 (ⅣおよびⅢの割合が 9 割未満)
 - D : 「重大な改善事項がある」 (評価委員会が特に認める場合)
- ※ 上記の判断基準は、計画の進行状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項 あり
I 大学の教育研究 等の質向上			○		
II 大学経営の改善			○		

2 特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項等

(1) 特筆すべき事項

○地域教育プログラムの充実等に向けた取組

- ・文部科学省の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）が令和元年度末に終了することから、今後の取組について、COC+参加大学等との協議を重ねられ、地元志向教育等の成果を継承できる仕組みを作るなど、今後に向けた環境整備がなされた。

また、県立大学において、平成30年度に試行実施し、令和元年度から本格実施している地元企業の若手社員と意見交換できる「ジョブ交座」は、学生や企業からの評判も良く、学生の地元企業に対する理解の促進や職業選択にも資する役割を担っていることから、COC+事業の終了後も大学独自の事業として継続することとされた。

○研究等の質の向上に向けた取組

- ・第3期中期目標においては、その大きな柱の一つとして、持続可能な社会の実現に寄与する特色のある研究拠点の形成が掲げられ、研究者育成方針に基づき、研究計画調書閲覧制度と科学研究費助成事業等申請アドバイザー制度を整備するとともに、若手研究者向けの研究支援セミナーを開催するなど、一体的な支援の仕組みが整備された。これらの取組が今後の若手研究者の育成や、外部研究資金の獲得拡大につながることを期待する。

(2) 今後の取組を期待する事項および課題となる事項

○地域課題の解決に向けた取組

- ・中山間地域の活性化を目的とする県の「しがのふるさと支え合いプロジェクト」により、近江楽座の活動団体「政所茶レン茶^ん」や「座・沖島」が地域団体と協定を締結するなど、近江楽座の活動が具体的な成果として

顕在化してきているところである。また、「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」では、ICTを活用し、地域の団体や企業等と連携して、農業や観光などの具体的な事例について、地域課題の解決に取り組まれている。このような取組は、学生の実践的な知識や経験を高めることにつながるため、今後も特色のある教育の推進に取り組み、大学のブランド力の向上にも寄与することを期待する。

○大きく変動する社会情勢への対応

- ・新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、人々の生活様式が大きく変化し、大学でも感染拡大防止の観点から遠隔授業を開始されるなど、過去に例を見ない対応を迫られている。これまでの対応を検証、改善することにより、こういった社会情勢が変化する環境下においても、より質の高い学びの場が提供できるよう取り組まれることを期待する。

○財政基盤の強化等に関する取組

- ・学生支援や教育環境の充実を目的として創設された「未来人財基金」について、安定的な運営を維持し、将来的な人材育成を持続的に行うため、大学の将来像や寄附金の用途等を明確にし、継続的に寄附を得る仕組みを構築するなど、より一層の獲得に努められたい。

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質向上

本項目の評価については、評価の基本方針にもあるとおり、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行うこととされている。このような観点から評価したところ、年度計画記載の項目 49 項目中 47 項目が「IV 年度計画を上回って実施している」、「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B 概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	3	44	2	—	49
	割合%	6.1	89.8	4.1	—	100.0
評価委員会評価	項目数	5	42	2	—	49
	割合%	10.2	85.7	4.1	—	100.0

【進行状況の基準】

- IV：「年度計画を上回って実施している」
- III：「年度計画を概ね順調に実施している」
- II：「年度計画を十分に実施できていない」
- I：「年度計画を実施していない」

▽評価できる項目

○学生への支援に関する目標を達成するための措置

(20) 令和2年度から実施の高等教育の修学支援新制度について、学生への周知や必要な規程の整備とともに、従前から県立大学独自の減免制度の適用を受けていた在学生に対する経過措置を設けたことは、経済的な困難を抱える学生が安心して学ぶことに資することであり、評価できる。

(26) 全学の学生を対象とした留学説明会に加え、新たに希望を募り個別に説

明会を実施したことは評価できる。また、事故等を想定した訓練を実施した結果、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、留学先での学生の現状把握および帰国可能な学生を速やかに帰国させるなど、学生の安全確保に寄与したことは評価できる。

○研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(35) 科学研究費助成事業の研究計画調書閲覧制度および科学研究費助成事業等申請アドバイザー制度を整備し、周知することに加え、研究計画調書作成のポイントの説明や研究支援セミナーを開催するなど、若手研究者向けの支援制度が一体的に整備されたことは評価できる。

○生涯教育の推進に関する目標を達成するための措置

(44) 公開講座の受講者アンケートの結果を踏まえ、講座内容を決定したことで多様な人々の学習意欲に応えるとともに、食と健康をテーマとした社会人専門講座を開講したことは、県が取り組む「健康しが」の推進にもつながることから評価できる。

○広報活動の推進に関する目標を達成するための措置

(47) 卒業生が制作スタッフとして関わり、大学キャンパスを舞台に在学生が出演するミュージックビデオを作成し、動画配信サイトで発信したことは、2万8千回を超える再生回数等からも、受験生をはじめとする幅広い層に大学の魅力を発信できたと言えることから評価できる。

▼課題となる項目

○教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置

(19) 教育組織と教員組織の分離の方針を決定し、人事計画等の諸規程を改正するという目標に対して、具体的な検討を進めたというのみでは、計画を十分に実施できたとは言えない。

○学生への支援に関する目標を達成するための措置

(27) 年度計画にある国際交流センター構想について、事業計画の策定には至らず、留学生等の受入環境全体の整備方針を次年度以降に改めて検討するとされていることから、計画を十分に実施できたとは言えない。

II 大学経営の改善

本項目については、年度計画記載の項目28項目中27項目が「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B 概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	—	28	—	—	28
	割合%	—	100.0	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	—	27	1	—	28
	割合%	—	96.4	3.6	—	100.0

▼課題となる項目

○財務基盤の強化等に関する目標を達成するための措置

(64) 寄附金獲得に向けた働きかけを継続的に行うことは重要な取組であるが、寄附者が減少する中で新たな方策も実現には至っておらず、「未来人財基金」を安定的に維持するための取組としては十分とは言えない。